(5)　利用周波数による発射及び不要発射による電界強度が次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

(一)　野外試験場又は電波半無響室において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上四七MHz未満	六八デシベル
四七MHz以上六八MHz以下	五〇デシベル
六八MHzを超え八〇・八七二MHz以下	六三デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	七八デシベル
八一・八四八MHz以上八七MHz未満	六三デシベル
八七MHz以上一三四・七八六MHz以下	六〇デシベル
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	七〇デシベル
一三六・四一四MHz以上一五六MHz以下	六〇デシベル
一五六MHzを超え一七四MHz未満	七四デシベル
一七四MHz以上一八八・七MHz以下	五〇デシベル
一八八・七MHzを超え一九〇・九七九MHz未満	六〇デシベル
一九〇・九七九MHz以上二三〇MHz以下	五〇デシベル
二三〇MHzを超え四〇〇MHz以下	六〇デシベル
四〇〇MHzを超え四七〇MHz未満	六三デシベル
四七〇MHz以上一、〇〇〇MHz以下	六〇デシベル

［新設］